

4 別添資料2優先交渉権者決定基準

No.	項目	頁	対応箇所					旧	新
			1 2 など	1.1 1.2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など		
1	評価手法	5			(1)	ア		提案については、表 2-1 に掲げる評価項目のうち、「 <u>3.コスト縮減に寄与する技術提案</u> 」の「期待される効果」項目を除き、応募者から提出された提案書類及びプレゼンテーション結果を踏まえ、表 2-2 に応じ評価を与える。	提案については、表 2-1 に掲げる評価項目について、応募者から提出された提案書類及びプレゼンテーション結果を踏まえ、表 2-2 に応じ評価を与える。
2	価格評価	5			(1)	イ		期待される効果の得点=配点×負担軽減率	削除